

「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」新旧対照表

新	旧
<p>（未成年者口座廃止届出書の提出）</p> <p>第2条 <u>（削除）</u></p>	<p>（未成年者口座開設届出書等の提出）</p> <p>第2条 <u>お客さまが未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、お客さまからの申請に基づく「未成年者非課税適用確認書」を当社がお客さまに代わって受領した場合は、当該確認書はお客さまから当社へ提出されたものとして取扱い、特にお申出がない限り当社で当該確認書を保管するものとします。</u></p>

お客様が未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

(削除)

2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社および他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。なお、その年の1月1日において18歳以上であり、かつお客様の未成年者口座に設けられた第3条第1項に規定する非課税管理勘定のすべておよび同条第3項に規定する継続管理勘定のすべてについて、受入れている上場株式等の残高がない場合は、「未成年者口座廃止届出書」が提出されたものとみなします。

4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および

	<p><u>譲渡所得等について課税されます。</u></p> <p><u>5 当社が「未成年者口座廃止届出書」</u> <u>(お客さまがその年1月1日において17歳</u> <u>である年の9月30日または2023年9月30</u> <u>日のいずれか早い日までに提出がされたもの</u> <u>に限り、お客さまが1月1日において17歳</u> <u>である年に提出され、かつ、その提出の日の</u> <u>属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式</u> <u>等の受入れをしていた場合の「未成年者口座</u> <u>廃止届出書」を除きます。) の提出を受けた場</u> <u>合には、当社はお客さまに租税特別措置法第</u> <u>37条の14の2第5項第8号に規定する「未</u> <u>成年者口座廃止通知書」を交付します。</u></p>
<p><u>(継続管理勘定の設定)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設</u> <u>定)</u></p> <p><u>第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の</u> <u>適用を受けるための非課税管理勘定（この約</u> <u>款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録</u> <u>または保管の委託がされる上場株式等（租税</u> <u>特別措置法第37条の14第1項第1号に規定</u> <u>する上場株式等をいいます。この約款の第17</u> <u>条から第19条、第21条および第26条第1</u> <u>項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座</u> <u>内上場株式等」といいます。）につき、当該記</u> <u>載もしくは記録または保管の委託に関する記</u> <u>録を他の取引に関する記録と区分して行うた</u> <u>めの勘定をいいます。以下同じ。）は、2016</u> <u>年から2023年までの各年（お客さまがその</u> <u>年の1月1日において18歳未満である年お</u> <u>および出生した日の属する年に限ります。）の1</u> <u>月1日に設けられます。</u></p> <p><u>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者</u> <u>非課税適用確認書」が年の中途において提出</u> <u>された場合における当該提出された日の属す</u> <u>る年にあっては、その提出の日において設け</u> <u>られ、「未成年者口座廃止通知書」が提出され</u> <u>た場合にあっては、所轄税務署長から当社に</u></p>

<p>第3条 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第17条から第19条、第21条および第26条第1項を除き、以下同じ。）以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>（未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 （省 略）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属</p>	<p><u>お客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p>3 未成年者口座にかかる非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定における処理）</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託にかかる口座に設けられた非課税管理勘定（追加）または継続管理勘定において処理いたします。</p> <p>（未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 （省 略）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が</p>
--	---

<p>する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）</u>の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託または預入れもしくは預託がされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）</u>および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>	<p>設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下、「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等<u>（この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>第9条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年12月31日まで</u>は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① <u>災害等による返還等および当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定または継続管理勘定にかかる上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管または返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管または当該上場株式等にかかる有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</u></p> <p style="text-align: center;">（省略）</p>
--	--

<p>(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 11 条 第 8 条もしくは第 9 条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>非課税管理勘定にかかる年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日</u> ② <u>お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日</u> ③ <u>2026 年 1 月 1 日</u> 	<p>(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 11 条 第 8 条もしくは第 9 条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p style="text-align: right;"><u>(追 加)</u></p>
<p>(継続管理勘定への移管)</p> <p>第 13 条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定にかかる 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定にかかる未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>(継続管理勘定への移管)</p> <p>第 13 条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 14 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。</p> <p>2 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者</p>	<p>(出国時の取扱い)</p> <p>第 14 条 お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成</p>

<p>口座にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する「未成年者帰国届出書」</u>の提出をする時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>④ 新株予約権（金融商品取引所に上場されている新株予約権で、会社法第236条第1項第9号に掲げる事項についての定めがないものに限ります。）の行使を行わないこと</p> <p>(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第20条 第18条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u></p>	<p>年者口座にかかる未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p>3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座にかかる非課税管理勘定への上場株式等の受入れは行いません。</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>③ 課税未成年者口座または未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出しおよび当該課税未成年者口座にかかる上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと</p> <p>④ 新株予約権（金融商品取引所に上場されている新株予約権で、会社法第236条第1項第9号に掲げる事項についての定めがないものに限ります。）の行使を行わないこと</p> <p>(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第20条 第18条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>(追加)</u></p>
---	--

- | | |
|---|--|
| <p>① 非課税管理勘定にかかる年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</p> <p>② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</p> <p>③ 2026年1月1日</p> | |
|---|--|

(出国時の取扱い)

第22条 お客様が「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第17条および第21条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

(課税未成年者口座取引である旨の明示)

第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第16条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

(省 略)

(非課税口座のみなし開設)

- | | |
|--|--|
| <p>第29条 (省 略)</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して<u>租税特別措置法第37条の14第5項</u></p> | |
|--|--|

(出国時の取扱い)

第22条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第17条および第21条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

(未成年者口座取引または課税未成年者口座取引である旨の明示)

第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第16条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等または当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座または課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得にかかる注文等を行う際に当社に対して未成年者口座または課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特に申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

(省 略)

(非課税口座のみなし開設)

- | | |
|---|--|
| <p>第29条 (省 略)</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年の1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税</p> | |
|---|--|

<p><u>第1号に規定する「非課税口座開設届出書」</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約</u>が締結されたものとみなします。</p>	<p><u>特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)</u>が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)</u>が締結されたものとみなします。</p>
<p>(本契約の解除)</p>	<p>(本契約の解除)</p>
<p>第30条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>	<p>第30条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p>
<p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p>	<p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p>
<p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>
<p>③ <u>第20条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合</u> 租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>③ <u>第2条第3項なお書きにより「未成年者口座廃止届出書」が提出されたものとみなされた場合</u> 当社が定める日</p>
<p>④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>	<p>④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p>
<p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合（お客さまが出国の日の前日までに第14条第1項の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出</p>	<p>⑤ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合（お客さまが出国の日の前日までに第14条の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出が</p>

<p>あつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客様が出国の日の前日までに第14条第1項の「<u>出国移管依頼書</u>」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに<u>同条第3項</u>の「未成年者帰国届出書」を提出しなかつた場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 なお、お客様の相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であつてもお客様の未成年者口座から払出すことができるものとします。</p>	<p>あつたものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客様が出国の日の前日までに第14条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかつた場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があつた場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日 なお、お客様の相続人・受遺者から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、当社は「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出を受ける前であつてもお客様の未成年者口座から払出すができるものとします。</p>
<p><u>2026年1月</u></p>	<p><u>2023年11月</u></p>

以上